

平成 30 年度版 A F P テキスト 改正のお知らせ

平成 30 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、該当ページには、平成 30 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

<相続・事業承継設計>

1. 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策が新設されます。

婚姻期間が 20 年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地（居住用不動産）を遺贈または贈与した場合には、原則として、計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととなります。

なお、施行期日は、公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

該当ページ P17

2. 配偶者短期居住権が新設されます。

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、一定の期間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得できるようになります。

なお、施行期日は、公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

該当ページ P20

3. 配偶者居住権が新設されます。

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）が新設されます。

なお、施行期日は、公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

該当ページ P20

4. 自筆証書遺言の方式が緩和されます。

自筆証書遺言に、パソコンなどで作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書などを目録として添付したりすることができるようになります。

なお、施行期日は、公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から 6 ヶ月が経過した日（平成 31 年 1 月 13 日）となります。

該当ページ P29